

承四年十二月十三日等に各官幣に預からせ給ふ由見えて、有名なる神と知られたり、又越中舊事記日本後紀に、延暦三年三月三日丁亥叙從三位氣太神正三位とあり、朝野群載に「承曆四年六月十日、卜部兼宗、奏龜卜御體御卜云々、坐越中國氣多神云々」と見ゆ、されば、當社中古より上下の崇敬深かりし事を知る、又天平年中大伴家持越中の守護たりし時尊敬格別なりし由也、從つて其當時社殿等の建築も宏壯を極めたと、惜い哉壽永の末、義仲の爲めに兵燹に罹りて灰燼となりき、後世再建せしに天文年中再び上杉氏の兵火に逢ひ、社殿末社等盡く烏有に歸せり、其の後當社の別當有應繼に小祠を建て、祭祀を續け居たりしが、正和二年國守前田利常殊に當社を崇敬し、神殿、拜殿等を再建せられ、慶安二年社領舊高拾石並に山林二十町歩を寄附し、宗家長久の祈願所と定めらる、明治六年八月縣社に列す、社殿は本殿、拜殿、神供所、廻廊等を有し、境内二千九百五十二坪(官有地第一種)あり、當社は有明の岡にありて、富山灣に臨み、紅葉村澁谷夫婦光奈吳浦有磯海の勝地は、近傍拾數町を出てずして散在し、四時の風景賞すべく、賽人常に絶ゆる事なく、誠に當郡の名祠たり。寶物には額面貳枚弘法大師筆跡、運慶作駒犬貳個、寄進狀貳通等あり。

但祭神に就き異説區々、神名帳頭注、社記及神社啓蒙に天活玉神也とあるは何の據あるか、或は大己貴命に奴奈加波姬命、菊理姬命、事代主命を合祀すとも云ふ、されど一宮記等に大己貴命とあれば、主神は此神なる事確なるが如し。

例祭日 四月十八日
會計法適用 明治四十二年一月廿八日
指定年月日 縣令第五號

神饌幣帛料供進 明治四十年三月十二日
指定年月日 告示第七十六號
氏子戸數 百十五戸
崇敬者員數

○富山縣越中國東礪波郡高瀨村大字高瀨

縣社

高瀨神社

祭神 大己貴命

天活國命

五十猛命

創立年代詳ならず、されど本社は往昔は氣多神社或は高瀨神社と稱したれども、天平以還は高瀨神社と稱す、射水郡なる氣多神社と同神なるべけれど、中世よりかくは分れたりと。
神祇全書に、

「寶龜十一年越中國高瀨神授位續紀に貞觀元年又授位正三位延喜式に列し、文德實錄に本社禰宜祝の事見ゆ、諸神記一宮記に當國の一宮と爲す是也、又神名帳頭注を按するに、高瀨神は氣多同神也と云ひ、射水氣多神と固より同神なるを以て、彼も此も互に高瀨神とも氣高神とも云し故ならんか、神社啓蒙には、礪波郡氣多神一名高瀨神と云ひ、一宮巡詣記三才圖會、越中舊事記には、射水郡氣多社のことを高瀨大明神、或は氣多神と云ふ、即一宮也と見えて、甚混らはしければ孰れよしと定め決し、本社は寶龜の時より授位を受け給へる名神にて、貴き社と聞ゆるを、氣多神社は位階も坐さす劣れる如くなるを以て、姑く本書に從て一宮とせり、又按神通集越中國一宮を立山權現と申すとあり、是又一説也、神名帳考證に、今高瀨村雄神川之神也又舊事記云大己貴神娶邊都宮高津姬神生云々」

とあり、かくの如く往古より朝廷の崇敬篤く、一般の人民の特に崇拜する所也、今其子細を曰はゞ、類聚三代格に天武帝九年四月蝗災に依て、勅使を以て綿二百屯を奉納せらる、
位階の事は、續日本紀、日本紀略、續日本後紀、文德實錄、三代實錄に據るに、